要　　件	減免後の利用料	申請期限など
児童が病気その他やむを得ない事情で欠席が１か月に及んだ	０円	全日欠席した月の翌月５日まで（休日の場合、前営業日）
生活保護法による生活保護世帯、児童扶養手当の支給を受けている者又は就学援助の適用を受けている世帯	1,500 円	提出月の利用料から減免対象（利用開始月より前に提出した場合、利用開始月から対象）
利用日の属する年度の市民税が非課税となる世帯	1,500 円	
被災その他特別に事情がある	1,500 円	
おやつの提供を希望しない	利用料金から 1,500 円を引いた額	利用開始日５営業日前まで